

## 前橋地方裁判所委員会（第15回）議事概要

- 1 日時 平成20年12月5日（金）13：30～15：30
- 2 場所 前橋地方裁判所大会議室
- 3 出席者等（50音順，敬称略）

（委員）

赤石あゆ子（説明者），新井啓允，飯野眞幸，大澤克博，大橋慶人，岡田雄一，北村幸雄，倉田恵美子，小林敬子，染谷典久，高橋勉，宮崎かおる，山口幸男

（説明者）

前橋地方検察庁次席検事山下純司

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長赤澤史生（説明者），民事首席書記官榊谷雄一，刑事首席書記官船戸良和，事務局次長小池良隆，総務課長中島隆久，総務課課長補佐田畠由希子

## 4 議事

意見交換等（テーマ「法を学ぶ，規範意識を高めるために」）

## 5 意見交換の概要

- (1) 倉田恵美子委員から、「法を学ぶ，規範意識を高めるために」と題した基調講演が行われた。基調講演では，青少年の間に薄れつつある規範意識を高めるために，法を学ぶ機会を設ける必要性があるのではないかという問題意識を踏まえて，最近の少年非行に対する認識，戦後の核家族化や経済効率主義の下，日本の伝統的な価値基準や家族という強固な団結力が失われ，家庭教育がなおざりにされているのではないか，共同体の一員としての公的な精神を身に付けていないのではないか，という趣旨の問題提起がなされた。さらに，規範意識などを身に付けていない青少年が社会に大量に出てきているが，そのような若者は，規範意識を身に付けるチャンスがなかったという趣旨の話もしてい

る、私たち大人も若者にそれを教えてこなかったのではないか、そのことがひいては本人を、また家族を不幸にし、更には社会を不幸にすることにもなっているのではないか、若者が犯罪を犯して裁かれる前に、犯罪を犯さないように救う手だてはないものか、皆さんの力でできるもの、あるいは、既に行われているものは何かをお聞きしたい旨述べて、基調講演を終えられた。

(2) 基調講演に続き、各委員から、講演内容に関連して、教育現場の現状と生徒に社会のルールを周知させるための実践的な取組の紹介、嬭恋村における女性を中心とした活動の紹介、少年犯罪に関する現状認識とその評価、アメリカにおける少年犯罪に対する取組の紹介など、様々な意見が出され、意見交換が行われた。

(3) 次いで、前橋地方裁判所（説明者赤澤史生事務局長）、前橋地方検察庁（説明者山下純司次席検事）及び群馬弁護士会（説明者赤石あゆ子委員）から、それぞれの法教育に関連した施策の実施状況について、以下のとおりの報告が行われた。

#### ア 前橋地方裁判所（本庁）

法廷傍聴・見学・裁判説明会（広報用ビデオを利用したものも含む）の実施状況（平成20年には、合計1747人を対象に実施。そのうち小学生は249人、中学生は167人、高校生は383人、大学及び専門学校生は117人）、企業や団体への講師派遣（受講者は合計1498人）、法教育に関する取組の一環としての学生を対象とした模擬裁判の実施状況と学生の感想の紹介等を報告。

#### イ 前橋地方検察庁

裁判員制度説明会・出前教室の実施状況（平成19年は合計335件、平成20年は合計728件）等を報告。

#### ウ 群馬弁護士会

出前講座及び各種委員会の法教育に関連した活動（法教育委員会が実施し

た高校生のための模擬裁判を内容とするウィンタースクール、消費者問題対策委員会が実施した悪徳商法の被害に遭わないため、あるいは、多重債務に陥らないための講義など）等を報告。

(4) その後、各委員から、法教育を推進するためには、まず現場の教師の意識を高めるための働きかけを強化する必要があるなどといった意見が出され、意見交換が行われた。

## 6 次回テーマ及び期日

次回のテーマは、裁判員裁判の実施状況の報告等を内容とすることとし、開催日は、裁判員制度施行後の6月又は7月で調整することとされた。

以 上